

毎週火、金曜日発行（但休日、昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 新たに行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書の写し等の縦覧
- 土地改良区の設立認可に係る土地改良事業計画書の写し等の縦覧
- 共同で行なおうとする土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書の写し等の縦覧
- 土地改良区の換地計画の認可
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

## 告示

### 鳥取県告示第三百七十七号

昭和三十九年四月一日付けで湖東大浜土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（畑地かんがい）事業については、審査の結果その計画を適当と認

めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和三十九年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二・朗

### 一 縦覧期間

昭和三十九年六月十九日から二十日間とする。

### 二 縦覧場所

鳥取市湖山町湖東 大浜土地改良区事務所

### 三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

### 鳥取県告示第三百七十八号

昭和三十九年三月五日付けで鳥取市東今在家一五四番地 有本貞雄ほか十四人の者から申請のあつた東今在家

土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年六月十九日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所及び国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議がある

ときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日

以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百七十九号

昭和三十九年五月二十二日付けで鳥取市紙子谷六三

福田辰太郎ほか二十九人の者から申請のあつた共同で行

なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地

改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第

三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき

審査した結果、これを適当と認めためたので、同法同条第四

項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十九年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年六月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議がある

ときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十号

昭和三十九年四月九日付けで鳥取市横枕 本多照夫ほ

か二十八人の者から申請のあつた共同で行なおうとする

土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和

二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において

準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、

これを適当と認めためたので、同法同条第四項の規定により、

次のように縦覧に供する。

昭和三十九年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和三十九年六月十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議がある

ときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日

以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十

二条第一項の規定に基づき、鳥取市丸山一五八番地浜坂

土地改良区から申請のあつた換地計画を昭和三十九年六

月十日認可したので、同法同条第八項の規定により告示

する。

昭和三十九年六月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十九年六月十六日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

一 日時 昭和三十九年六月二十日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 1 昭和三十九年度小中学校学力調査について

2 その他

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
定価 一部月極二五〇円(送料別)